

平成28年5月31日

改正

平成28年10月31日

令和2年3月30日

新潟市南区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

新潟市南区農業委員会
会長 原 平一

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、新潟市南区農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、新潟市農業構想（平成27年4月策定）が令和4年度に目標を定めていることから、同様に令和4年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の改選期に合わせて、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別途「活動計画」に定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 1%以下の維持

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想（H27年4月策定）では、令和4年度の水稲作付面積の目標値を現状維持の24,500ha（H25年）としており、管内の農地面積5,656ha（H2015農業センサス）に対して、遊休農地1,95ha（R2年1月末）が極めて少ないため、毎年度、この状況を維持することを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び推進委員が連携し、農地パトロール等により遊休農地の状況を把握し、所有者への是正指導を徹底するとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸し付けを促す等、一層の遊休農地解消を図る。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 85%

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想(H27年4月策定)では、令和4年度の担い手への農地集積率の目標値を85%としていることから、令和4年度の目標値を85%とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・市策定の「人・農地プラン」の実質化を促進するため、農業委員と推進委員は市と役割分担をしながら、地域での農業者等の話合いの調整・推進を一層活性化させるとともに、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用して、利用権設定等により担い手への農地利用集積を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 8経営体

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想(H27年4月策定)では、平成27年度から令和4年度までの各年度の新規就農者数の市全体の目標値は70経営体であるが、過去の管内の新規就農者数の推移を考慮し、令和4年度までの目標値を8経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ・新規参入に関する窓口として、農業委員会は市と連携し、各種補助制度や有利な融資制度に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地を斡旋したり、農地所有者との懸け橋に努めるなど支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図る。